

# CSO・企業提案型協働創出事業 実施要領

令和8年4月

県民環境部 県民協働課



## 目 次

I 「CSO・企業提案型協働創出事業」とは.....	2
1 概要.....	2
2 基本理念.....	2
3 事業のフロー.....	2
II 基本的事項.....	3
1 募集する提案.....	3
2 対象範囲.....	3
3 CSO・企業提案型協働創出事業の実施体制とプロセス.....	3
4 提案に関する協働の形態.....	3
III 提案方法等.....	4
1 提案書類.....	4
• 様式1 （協働創出事業提案書）.....	4
2 締切・提出先・提出方法.....	4
毎年度6月30日まで 提出先：.....	4
3 提案者（CSO又は企業）と行政の事前の意見交換の場づくり.....	4
4 提案書の作成支援.....	4
IV 提案受付後の協議、採否の基準、結果通知等.....	4
1 提案後の協議.....	4
2 協議のポイント.....	5
3 採否基準.....	5
4 判断結果の通知.....	5
5 採択事業の公表.....	5
6 事業の実施等について.....	5
V スケジュール.....	6
VI 提案者.....	6
VII 提案についての相談窓口及び問い合わせ先.....	6
1 提案についての相談窓口.....	6
2 問い合わせ先.....	7



## CSO・企業提案型協働創出事業実施要領

この実施要領は、佐賀県が実施する「CSO・企業提案型協働創出事業」において、CSO※<sup>1</sup>及び企業が提案するために必要となる具体的な項目等を定めます。

### I 「CSO・企業提案型協働創出事業」とは

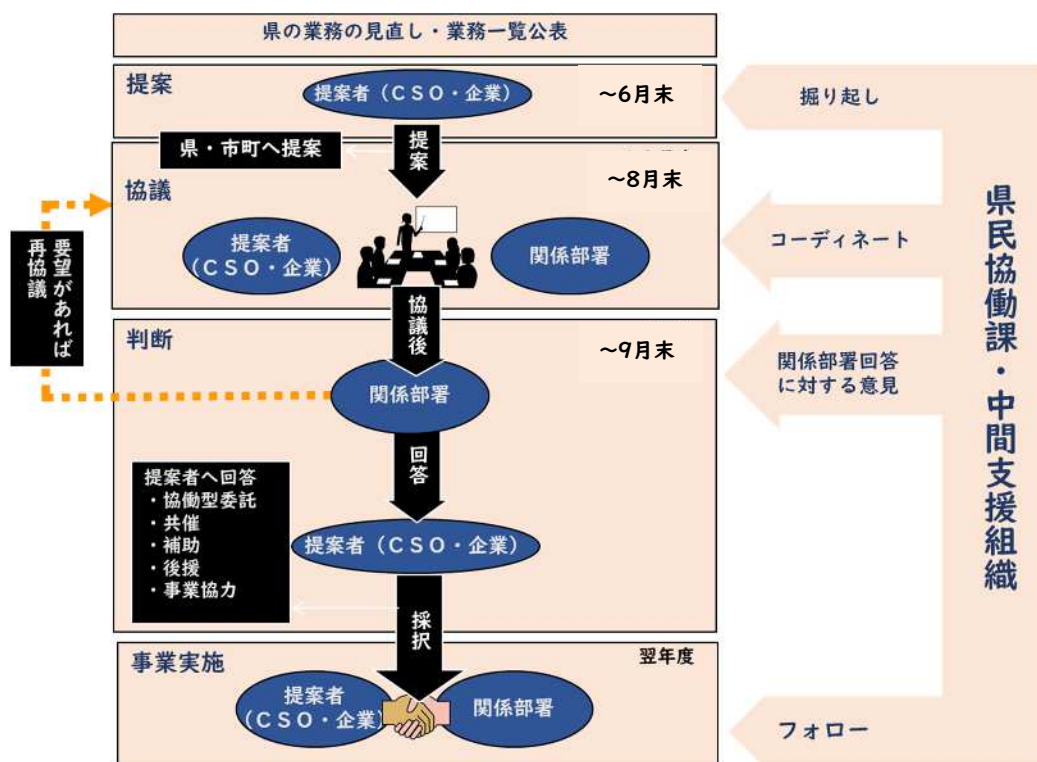
#### 1 概要

CSO・企業提案型協働創出事業とは、CSO・企業が持つ専門性や機動力を公共サービスに活かすため、行政単独では実現が難しい新しい仕組み・サービスの提案を募り、行政と提案者とが対話を重ね、協働での事業化を検討する制度です。

#### 2 基本理念

- (1) 住民にとって、より満足度の高いサービスをつくる
- (2) 担い手の多様化を進め、CSO・企業が実施可能な業務は積極的に任せていく
- (3) 互いに強みを持ち寄り、地域課題の解決に向けて事業を共創する

#### 3 事業のフロー



※1 CSOとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。



## II 基本的事項

### 1 募集する提案

この事業は、「既存事業の委託先探し」ではありません。次のいずれかに当てはまる提案を募集します。

- ・ 行政が実施するより、住民満足度が向上すると期待できるもの
- ・ 行政が実施するより、効率化できるもの
- ・ CSO・企業の独自性による付加価値があるもの

なお、提案が採択された場合、県では原則として、総合評価一般競争入札や公募によるコンペ方式・プロポーザル方式など公平な手法により行います。

また、市町に対する採択事業の受託者等の選定は、それぞれの市町のルールに則って行います。

### 2 対象範囲

- ・ 県（知事部局及び教育委員会事務局において行う業務に限る。以下同じ。）及び市町（市町立学校を除く）が現在取り組んでいる業務
- ・ CSO又は企業からの提案により県及び市町が新たに取り組む業務

※2 市町とは、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、玄海町の当該事業に参加する市町です。

### 3 CSO・企業提案型協働創出事業の実施体制とプロセス

#### (1) 実施体制

- ① 県民協働課は、基本理念に則り、県内の中間支援組織及び県の各部・局、市町と連携・協働して本事業を実施します。
- ② 県民協働課は、本事業の実施に当たり、県内の中間支援組織及び県の各部・局、市町における具体的な手順を別途（「実施手順」参照）定めます。
- ③ 県への提案については、県民協働課が、市町への提案については、市町の協働担当部署がコーディネーターを務め、協議を実施するものとします。

#### (2) プロセス

「CSO・企業提案型協働創出事業」は、以下のプロセスにより実施します。なお、詳細は別途「実施手順」に定めます。

- ① 提案の募集・受付・内容の改善
- ② 提案者からの要望による提案者と県・市町との意見交換会
- ③ 提案者と県・市町の関係部署との協議
- ④ 提案者への採否判断および結果通知
- ⑤ 採択事業の公表
- ⑥ 採択した事業の準備・実施

### 4 提案に関する協働の形態

次の5種類とします。

#### ① 協働型委託

- 企画段階から提案者と行政と一緒に検討を行い、行政が事業を委託するもの。
- ・ 財政効率も考慮しつつ、事業プロセス（伴走・協議・試行）を重視する。
  - ・ 行政と提案者が「対等な協働関係」で事業を組み立てる委託方式

#### ② 共催

- 提案者と行政が双方とも主体（主催者）となって事業を実施するもの。
- ・ 企画段階から一緒に検討
  - ・ 費用分担や責任の所在を明確化
  - ・ それぞれの得意分野を活かし、役割を分担して実施。

#### ③ 補助



提案者が主体となる事業を行政が補助金でサポートするもの。

- ・ 公益性が高く補助により事業の質が高まるもの
- ・ 行政では実施しにくい先駆的・実験的な取り組みを後押し
- ・ CSO・企業と行政が、それぞれの目的に応じて協力

#### ④ 後援

提案者が行う公益性の高い事業に対し、行政が名義後援を行うもの。

- ・ 行政の後援により、事業の信用性や認知度が向上
- ・ 資金提供は行わない

#### ⑤ 事業協力

行政からの資金提供はなく、提案者と行政がお互いの強みを活かした連携により協働で事業を実施するもの。

- ・ 役割分担を明確にし、継続的な協力関係を進める
- ・ 情報提供や場所の調整、ネットワーク支援など、行政が必要に応じて協力

### Ⅲ 提案方法等

#### 1 提案書類

- ・ 様式 1 （協働創出事業提案書）

#### 2 締切・提出先・提出方法

令和 8 年 6 月 30 日まで

提出先

- ・ 中間支援組織（7 ページ「Ⅶ. 1. 提案についての相談窓口」参照）
- ・ 市町の協働担当部署（8 ページ「Ⅶ. 2. (2)「市町の協働担当部署」参照」（市町への提案）
- ・ 県民協働課（県への提案）

提出方法： 電子メール

#### 3 提案者（CSO又は企業）と行政の事前の意見交換の場づくり

提案者は、本事業における提案を事前に検討するため、中間支援組織又は県民協働課を通じて、地域課題についての意見交換の場や、提案者が話し合う場へ、行政職員の参加を要請することができます。

#### 4 提案書の作成支援

- ・ 提案者は、提案書の書き方が分からない場合に、中間支援組織又は県民協働課に対して、提案書の作成支援を要望することができます。
  - ・ 中間支援組織、県民協働課、市町の協働担当部署は提案を受け付ける時は、提案者の意向を踏まえながら提案内容の改善に努めます。
- ※提案内容が本事業の基本理念や募集する提案の趣旨と大きく異なる場合、または提出書類に重大な不備がある場合には、受付を行わないことがあります。

### Ⅳ 提案受付後の協議、採否の基準、結果通知等

#### 1 提案後の協議

提案書提出後、提案者からの要望があれば、県・市町の関係部署との間で提案内容に関する協議を行っていただきます。

この場合、県民協働課や市町の協働担当部署、中間支援組織が、協議の場に同席する等、積極的に調整を行います。

なお、協議の際は次のことを意識してください。

- 気軽に相談しやすい環境をつくる



- 顔の見える関係をつくる。
- 地域の想いを大切に、現場の声を聞き、相手を理解する。
- 失敗を怒れずにできることからはじめてみる
- 一緒に考え分かち合い、ともに汗をかく

## 2 協議のポイント

次の視点により、協議を進めます。

- ① 行政が実施するより効果的で質の高いサービスとなるか。
- ② 提案者の独自性や付加価値があるか。
- ③ 県民協働指針（H16.10策定）及び市町の条例等が規定する県民協働の推進につながるか。
- ④ 提案者を含み公共サービスの実施体制等が整っているか
- ⑤ 安全性・法令遵守が確保されているか  
法令等でCSOや企業によるサービスの提供が制限されていないか。
- ⑥ 法令等制限を法令等所管省庁に対し制限解除の働きかけができないか。
- ⑦ 雇用創出など地域経済の活性化に資するか。

## 3 採否基準

採択の場合の類型と不採択の場合の判断基準は、次のとおりです。

- ① 採 択（担い手の多様化を行うと判断したもの）
  - ・ 区 分：協働型委託、共催、補助、後援、事業協力
  - ・ 実施時期：「提案年度実施」「提案翌年度実施検討」又は「提案翌々年度以降実施検討」
- ② 不採択
  - ・ 既に実施中のもの
  - ・ 廃止決定済みのもの
  - ・ 事業趣旨が異なるもの
  - ・ 担い手がないもの
  - ・ 法令等により実施が制限されているもの
  - ・ 県民（市町民）満足度の向上に資する効果や効率性が期待できないものなど

なお、本事業の実施に当たって、市町において既に独自の提案制度が構築されている場合は、当該制度を優先させるなど、弾力的かつ柔軟な運用を行うことがあります。

## 4 判断結果の通知

判断結果は、関係部署からメールまたは直接手渡しで提案者へ通知します。

判断結果の通知後、提案者は、必要に応じて様式2（再協議の申入書）を県民協働課または市町の協働担当部署へ提出することで、関係部署へ再協議を求めることができます。（※通知を受けてから1週間以内に提出してください。）

再協議の申入れがあった場合、関係部署はその内容を踏まえて対応方針を示し、再度、判断結果をメールまたは直接手渡しで提案者に通知します。

## 5 採択事業の公表

県民協働課は、採択事業をとりまとめ、県のホームページで公表します。

## 6 事業の実施等について

提案の採択通知後、関係部署と提案者は、今後の事業実施計画等について、打ち合わせを行い、計画的に事業を実施します。その際の最初のアプローチは提案者から行うこととします。

なお、県民協働課は、採択事業の進捗状況について、関係部署に対し照会し、進捗管理を行います。



## V スケジュール

- ① 提案受付：令和8年6月30日まで
- ② 意見交換：受付期間中随時
- ③ 協議：8月末日までを目途に実施
- ④ 結果通知：9月末日までを目途に実施
- ⑤ 採択事業の公表：12月予定

## VI 提案者

- (1) 提案者は、提案内容を自ら実施できるCSO・企業等とします。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、「CSO・企業提案型協働創出事業」に提案することができません。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者
  - ウ 自団体の役員等が、次のいずれかに該当する者、又はその経営に実質的に関与している者が、次の②から⑦までに該当する者
    - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - ④ 自社、自団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当する行為を行ったことにより、知事から入札参加資格認定を取り消され、その処分から2年を経過していない者
  - オ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - カ 佐賀県又は県内の市町が行う建設工事又は製造の請負、業務の委託、物品の購入、役務の提供等に係る指名競争入札について指名停止となっている者

## VII 提案についての相談窓口及び問い合わせ先

### 1 提案についての相談窓口

提案書の記載方法や提案内容の改善などについて相談したい場合は、相談窓口となるお近くの中間支援組織又は県民協働課まで遠慮なくご相談ください。

（中間支援組織）

- ① 特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター  
佐賀市唐人2-5-25 TOJIN シェアオフィス  
TEL：080-9102-9746  
E-mail：saga.simink@saga-suttc.org



- 
- ② 特定非営利活動法人佐賀県 CSO 推進機構  
佐賀市呉服元町 2-24 呉服元町ビル 10 号室  
TEL : 0952-26-2378  
E-mail : sagacso@min-nano.org
  
  - ③ 特定非営利活動法人 Network Station まつろ  
唐津市南城内 2-6  
TEL : 0955-70-0303  
E-mail : npo-nsm@vc1.people-i.ne.jp
  
  - ④ 特定非営利活動法人とす市民活動ネットワーク  
鳥栖市本鳥栖町 537-1 フレスポ鳥栖 2 F  
TEL : 0942-80-7184  
E-mail : tosusiminkatudou@kii.bbiq.jp
  
  - ⑤ 特定非営利活動法人さが西部市民活動サポートセンター・フロンティア  
鹿島市大字高津原 62-1  
TEL : 0954-63-4571  
E-mail : asuto@krc.biglobe.ne.jp
  
  - ⑥ 特定非営利活動法人つなぎレンガ座  
小城市牛津町牛津 327-7  
TEL : 090-5437-1445  
E-mail : youkoso8861@sirius.ocn.ne.jp
  
  - ⑦ 特定非営利活動法人 CSO かんざき  
神崎市神崎町神崎 463-1  
TEL : 0952-20-2510  
E-mail : cso-kanzaki@grace.ocn.ne.jp
  
  - ⑧ 市民ネットワーク「いまり」  
伊万里市立花町 1 5 4 2 - 1 6  
TEL : 090-1199 -6660  
E-mail : shiminnetto.imari@gmail.com
  
  - ⑨ 特定非営利活動法人ようこそ小城  
小城市小城町 253-21 ゆめプラット小城 2 階まちなか市民交流プラザ  
TEL : 0952-37-8861  
E-mail : ogi-collabo@aurora.ocn.ne.jp

## 2 問い合わせ先

- (1) CSO・企業提案型協働創出事業の制度及び県民協働に関する問い合わせ  
提案者と行政担当部署との仲介役を担います。特に県の担当部署に対し、御意見等がございましたら下記へ遠慮なく御連絡ください。  
佐賀県 県民環境部 県民協働課 協働社会推進担当  
TEL : 0952-25-7374  
E-mail : kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp



## (2) 市町の協働担当部署

唐津市 地域政策課 地域づくり係

TEL : 0955-72-9220

E-mail : kyodo@city.saga.lg.jp

多久市 総合政策課 地域づくり係

TEL : 0952-75-2116

E-mail : sougouseisaku@city.taku.lg.jp

伊万里市 地域づくり課 地域支援係

TEL : 0955-23-2114

E-mail : chiikizukuri@city.imari.lg.jp

武雄市 男女参画・市民協働課

TEL : 0954-23-9141

E-mail : danjyo@city.takeo.lg.jp

鹿島市 広報企画課 移住・定住推進係

TEL : 0954-63-2101

E-mail : kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

小城市 企画政策課 地域づくり係

TEL : 0952-37-6115

E-mail : shiminkyoudou@city.ogi.lg.jp

嬉野市 地域共生社会推進課市民協働グループ

TEL : 0954-66-9117

E-mail : kikaku@city.ureshino.lg.jp

神崎市 市民課 コミュニティ推進係

TEL : 0952-37-1331

E-mail : shimin@city.kanzaki.lg.jp

吉野ヶ里町 財政協働課 広報・協働係

TEL : 0952-37-0331

E-mail : zaiseikyodo@town.yoshinogari.lg.jp

基山町 まちづくり課 協働推進係

TEL : 0942-92-7935

E-mail : kyodosuishin-2@town.kiyama.lg.jp

上峰町 総務課 総務係

TEL : 0952-52-2181

E-mail : soumu@town.kamimine.lg.jp

みやき町 産業支援課 産業支援担当

TEL : 0942-96-5545

E-mail : sangyoushien@town.miyaki.lg.jp

玄海町 住民課/戸籍・くらし係

TEL : 0955-52-2157

E-mail : juumin@town.genkai.lg.jp

有田町 まちづくり課

TEL : 0955-46-2990

E-mail : machidukuri@town.arita.lg.jp

大町町 企画政策課 まちづくり政策係

TEL : 0952-82-3112

E-mail : machidukuri@town.omachi.lg.jp

江北町 総務政策課 企画情報係

TEL : 0952-86-5612

E-mail : soumuseisaku@town.kouhoku.lg.jp



---

白石町 総合戦略課 白石創生推進係

TEL : 0952-84-7132

E-mail : [sougousenryaku@town.shiroishi.lg.jp](mailto:sougousenryaku@town.shiroishi.lg.jp)

太良町 企画政策課 企画政策係

TEL : 0954-67-0312

E-mail : [kikaku@town.tara.lg.jp](mailto:kikaku@town.tara.lg.jp)